

指導教員及び指導補助教員の変更等に関する申合せ

(平成 13 年 6 月 15 日代議委員会)

(平成 26 年 1 月 10 日 一部改正)

(平成 26 年 7 月 11 日 一部改正)

(平成 27 年 1 月 9 日 一部改正)

本研究科の指導教員体制は、学生の入学時に標準年限内での修了を予想して責任を持って立案されたものであり、その変更にあたっては極めて慎重でなければならず、指導教員についての変更及び指導補助教員を必要とする場合の取り扱いについて、下記のとおり定める。

記

1. 主指導教員及び副指導教員に例外的事情（死亡・健康上の理由・産休・育児休業・退職・休職・転出・その他代議委員会が認めた理由）が生じた場合、指導教員の変更を行う。代議委員会は、速やかに指導教員を選出する。
2. 主指導教員及び副指導教員は、1年以上の不在等が生じた場合、指導教員の変更を申し出、原則として指導教員の変更を行う。
3. 主指導教員及び副指導教員は、3ヶ月以上1年未満の不在等が生じた場合は、速やかに代議委員会へ届け出なければならない。
代議委員会は、指導教員が指導不可能の申し出があった場合、指導教員の変更を行う。但し、指導が可能である申し出があった場合は、詳細な指導計画書（別紙「指導教員不在に伴う指導方針計画書届」）を提出させ、代議委員会に諮り承認する。
4. 指導補助教員の採用・変更については、以下のとおりとする。
 - イ) 採用と変更は、原則4月1日及び10月1日とする。（助教としての在職期間が6ヶ月に満たない場合は採用不可。）
 - ロ) 担当する学生は2名までとする。
 - ハ) 助教が副指導教員資格を得た場合でも3年間は指導補助教員ができるが、副指導教員と指導補助教員は同時にはできない。
 - ニ) 指導補助教員を採用する場合は、「職務内容調書」提出時に連合農学研究科教員資格審査に準じた教育研究業績書を添付するものとする。
 - ホ) 指導補助教員の採用・変更については、代議委員会で審議し決定する。

(別紙)

指導教員不在に伴う指導方針計画書届

学生氏名 (学年・入学年) (国籍・私費・国費別)	連合講座名	指導教員名 (所属大学)	不在の理由	不在中の指導方針
		主指導教員 第一副指導教員 第二副指導教員		
		主指導教員 第一副指導教員 第二副指導教員		